

第74回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

平成30年3月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東武ホテルレバント東京 4階「錦」
東京都墨田区錦糸一丁目2番2号

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策
（買収防衛策）の継続の件

目次

株主の皆様へ……………	2
第74回定時株主総会招集ご通知……………	3
株主総会参考書類……………	5
（提供書面）	
事業報告……………	33
連結計算書類……………	51
計算書類……………	53
監査報告書……………	55

郵送による議決権行使期限

平成30年3月28日（水曜日）午後5時40分まで

第74期より「期末株主通信」につきましては
「定時株主総会招集ご通知」に統合いたしました。

okabeクオリティの 安全・安心を、世界中へ。

「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」

それが、創業以来、守りつづけてきたokabeの経営理念です。

私たちの技術や製品が、万一の災害・事故の際に、

人びとの暮らしを守るチカラになることを願って。

かけがえのない地球環境の保全につながることを想って。

これまで100年にわたり培ってきた技術力を活かし、

世界中で、豊かな社会づくりに貢献していきます。



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに第74回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、コア事業として「建設関連製品事業」、「自動車関連製品事業」を営んでおります。

平成29年4月に創業100周年を迎えた当社は、「NEXT100～Exciting Future～」という中期3ヵ年経営計画を策定しております。技術力を持ったグローバルメーカーとなること、ワクワク感が広がる組織風土のある会社になることの2つの将来像を掲げております。それらの将来像に向かって、製品開発、グローバル展開、人材育成、そして働きやすい会社になることなどに努めてまいりたいと思います。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成30年3月

取締役社長 廣 渡 眞



株 主 各 位

証券コード 5959

平成30年3月13日

東京都墨田区押上二丁目8番2号

岡 部 株 式 会 社

取締役社長 廣 渡 眞

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成30年3月28日（水曜日）午後5時40分まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成30年3月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	東武ホテルレバント東京 4階「錦」 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
3. 目的事項	報告事項 1. 第74期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第74期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



- ▶ 同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出ください。**
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合



- ▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
平成30年3月28日（水曜日）午後5時40分までに到着するようにご返送ください。

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、つぎに掲げる事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ④ 計算書類の「個別注記表」

なお、本招集ご通知の提供書面および上記ウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

■ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.okabe.co.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させるため、安定的な配当を継続することを基本とし、連結業績を考慮し、併せて企業体質の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実などを総合的に勘案して剰余金の配当を決定する方針を採用しております。当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、当社は平成29年4月14日に創業100周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

つきましては、これまでご支援いただきました株主の皆様にご感謝の意を表するため、平成29年12月期の期末配当において、1株当たり3円の記念配当を実施することとし、当期の期末配当につきましては、1株当たり15円（普通配当12円、記念配当3円）とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当として1株当たり15円（普通配当12円、記念配当3円）をお支払いしておりますので、本議案をご承認いただきますと、1株当たり年間配当は30円（普通配当24円、記念配当6円）となります。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	当社普通株式1株につき金 15円 (普通配当12円、記念配当3円)
およびその総額	総額 748,886,250円
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年3月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の生産体制の整備、研究開発等に充当するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 1,000,000,000円
増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員は任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当等	
1	ひろわたり 廣渡 眞	代表取締役社長 オカベ・ホールディングUSA, Inc. 取締役社長	再任
2	しまむら 島村 健二	常務取締役 技術開発部門管掌	再任
3	すぎもと 杉本 浩章	常務取締役 生産部門管掌	再任
4	もと い 元井 彰	常務取締役 営業部門管掌	再任
5	おおたに 大谷 和正	常務取締役 国際部門管掌	再任
6	ほそみち 細道 靖	取締役 管理部統括部長・管理部経理財務グループ部長	再任
7	の はら 野原 芳治	取締役 内部監査室長	再任
8	やまざき 山崎 康信	取締役 オカベCO., INC. 取締役社長	再任
9	えんどう 遠藤 年誠	執行役員 生産部統括部長	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者

候補者
番 号

1



ひろ わたり

廣 渡

まこと

眞

(昭和31年9月1日生)

再 任

所有する当社の株式数…… 47,026株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和55年 3 月	当社入社	平成25年 3 月	当社代表取締役社長
平成13年 1 月	岡部建材株式会社九州支社長		現在に至る
平成15年 3 月	岡部ストラクト株式会社取締役	平成28年 3 月	オカベ・ホールディングUSA, Inc.取締役社長
平成17年 1 月	当社営業本部営業推進統括部長		現在に至る
平成17年 3 月	当社執行役員営業本部営業推進統括部長	平成28年 3 月	オカベ・ノースアメリカINC. 取締役社長
平成19年 4 月	当社執行役員本社営業部長		
平成21年 3 月	当社取締役本社営業部長		
平成23年 3 月	当社常務取締役営業部門管掌		

取締役候補者とした理由

当社グループにて国内・海外子会社社長、営業部門管掌を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成21年3月より当社の取締役として経営に携わっております。また、平成25年3月より当社の代表取締役社長として当社グループを統括しており、経営計画の策定を指揮し、計画の遂行に強いリーダーシップを発揮しております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

2



しま むら

島 村

けん じ

健 二

(昭和32年1月1日生)

再 任

所有する当社の株式数…… 31,802株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和54年 3 月	当社入社	平成21年 4 月	当社執行役員中四国支店長
平成13年 1 月	岡部ストラクト株式会社ベースパック 事業部東部営業2部長	平成23年 3 月	当社取締役中四国支店長
平成16年 1 月	岡部ストラクト株式会社取締役 ベースパック事業部長	平成24年 3 月	当社常務取締役技術開発部門管掌
平成19年 1 月	オカコー四国株式会社取締役社長	平成26年 3 月	当社常務取締役技術開発部門・生産部門管掌
平成19年 3 月	当社執行役員	平成28年 3 月	当社常務取締役技術開発部門管掌
平成21年 1 月	山陽岡部株式会社取締役社長		現在に至る

取締役候補者とした理由

当社グループにて国内子会社社長、中四国支店長、技術開発部門管掌を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成23年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3



すぎもと ひろあき

杉本 浩章

(昭和32年10月19日生)

再任

所有する当社の株式数…… 22,032株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成 3 年 4 月 当社入社
平成17年 1 月 当社ベースパック事業部東部営業2部長
平成19年 1 月 当社営業本部ベースパック事業部長
平成21年 3 月 当社執行役員ベースパック事業部長
平成24年 3 月 当社取締役ベースパック事業部長
平成25年 3 月 当社常務取締役営業部門管掌
平成28年 3 月 当社常務取締役生産部門管掌
現在に至る

取締役候補者とした理由

当社グループにてベースパック事業部長、営業部門管掌、生産部門管掌を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成24年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4



もと い あきら

元井 彰

(昭和32年11月26日生)

再任

所有する当社の株式数…… 20,374株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和55年 3 月 当社入社
平成13年 1 月 岡部建材株式会社東京支社千葉支店長
平成14年 6 月 岡部建材株式会社販売促進部長
平成17年 1 月 当社営業本部北関東支店長
平成20年 3 月 当社執行役員
平成21年 1 月 岡部シビルエンジニアリング株式会社取締役社長
平成23年 3 月 当社取締役
平成25年 4 月 当社取締役東京支店長
平成28年 3 月 当社常務取締役営業部門管掌
現在に至る

取締役候補者とした理由

当社グループにて国内子会社社長、東京支店長、営業部門管掌を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成23年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

おお たに かず まさ

大谷 和正 (昭和31年1月12日生)

再任

所有する当社の株式数…… 18,968株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成20年4月	当社入社 当社執行役員海外事業推進部長	平成29年3月	当社常務取締役国際部門管掌 現在に至る
平成21年3月	当社取締役自動車部品部長・海外事業推進部長		
平成24年1月	当社取締役国際部統括部長		
平成27年10月	ウォーター・グレムリン・カンパニー取締役社長 ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.取締役社長 長興華泰格林金属製品有限公司取締役社長		

取締役候補者とした理由

当社グループにて海外子会社社長、国際部門管掌を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成21年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

ほそ みち やすし

細道 靖 (昭和34年7月7日生)

再任

所有する当社の株式数…… 12,415株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成22年11月	当社入社 当社内部監査室長
平成25年4月	当社管理部経理財務グループ部長
平成26年3月	当社執行役員管理部経理財務グループ部長
平成28年3月	当社取締役管理部統括部長・経理財務グループ部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

当社グループにて内部監査室長、管理部経理財務グループ部長、管理部統括部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成28年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

の はら よし はる
野原 芳治

(昭和35年7月28日生)

再任

所有する当社の株式数…… 11,275株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和61年9月	当社入社
平成14年4月	当社経理財務部長
平成24年3月	当社執行役員管理部経理財務グループ部長
平成25年3月	当社執行役員生産部長
平成26年9月	当社執行役員京都工場長
平成29年3月	当社取締役内部監査室長
	現在に至る

取締役候補者とした理由

当社グループにて管理部経理財務グループ部長、生産部長、京都工場長、内部監査室長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成29年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8

やま ざき やす の ぶ
山崎 康信

(昭和37年12月11日生)

再任

所有する当社の株式数…… 5,078株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成15年1月	当社入社	平成29年3月	当社取締役
平成16年5月	岡部建材株式会社海外部長		現在に至る
平成23年10月	オカベCO., INC.取締役社長	平成30年1月	オカベCO., INC.取締役社長
	OCM, Inc.取締役社長		現在に至る
平成28年3月	当社執行役員		
平成28年10月	ウォーター・グレムリン・カンパニー取締役社長		
	ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.取締役社長		
	長興華泰格林金属製品有限公司取締役社長		

取締役候補者とした理由

当社グループにて岡部建材株式会社海外部長、海外子会社社長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成29年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

9

えん どう とし なり
遠 藤 年 誠

(昭和37年6月17日生)

新任

所有する当社の株式数…… 4,333株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成4年10月	当社入社
平成22年4月	当社久喜工場製造部長
平成26年4月	当社久喜工場長
平成27年8月	当社生産部長
平成27年10月	当社茨城工場長
平成28年3月	当社執行役員茨城工場長
平成30年1月	当社執行役員生産部統括部長
	現在に至る

取締役候補者とした理由

当社グループにて久喜工場長、茨城工場長、生産部統括部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成28年3月より当社の執行役員として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 所有する当社の株式数には、役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

平成29年3月30日開催の第73回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました横塚 章氏の選任の効力は本総会の開始の時までの間とされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、つぎのとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の 株式数
よこつか 横塚 (昭和29年7月14日生)	昭和60年4月 東京弁護士会登録 平成2年4月 東京弁護士会 税務特別委員会 副委員長 平成3年3月 埜野・亀丸・横塚法律事務所（現 あかね法律事務所）開設 現在に至る 平成12年4月 東京弁護士会 倫理特別委員会 委員長	一株

(注) 1. 横塚 章氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 横塚 章氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスにも精通しており、実務経験も豊富であることから、社外取締役として経営陣から独立した立場で、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

3. 横塚 章氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

第4号議案

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成30年1月26日開催の取締役会において、平成27年3月27日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）」を継続することに関し、平成30年3月29日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）にて株主の皆様に賛否をお諮りすべく議案を提出することについて決議を行いました。

本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、企業価値の向上、株主共同の利益の保護といった観点から、継続の是非も含めてそのあり方について検討をしてみました。その結果、情勢の変化や機関投資家の動向等を踏まえ、株主の皆様にご承認いただくことを条件として継続することを決定したものでございます。本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期限は平成33年（2021年）開催予定の定時株主総会終結の時となります。

つきましては、本プランの継続について、株主の皆様にご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本プランにおいて、見直しを行った主な内容はつぎのとおりです。

- ①買付者等から提供された情報について、当社取締役会が追加情報を求める場合の情報提供の期限に上限（60日）を設定いたしました。
- ②独立委員会の勧告により、当社取締役会が対抗措置の発動に関して決議するため株主総会を招集できる旨を明記いたしました。
- ③非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わない旨を明記いたしました。
- ④当社が監査等委員会設置会社に移行したことに伴い廃止された監査役（会）制度に関する所要の変更を行いました。
- ⑤その他文言の修正を行いました。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値の向上・株主共同利益の確保に向けた取組みについて

(1) 企業価値・株主共同利益の源泉

当社は大正6年創業以来101年の歴史を有しております。創業時にはカスガイなどの簡易な建築関連部材を製造しておりましたが、昭和26年にコンクリート型枠工法に革命をもたらしたフォームタイ工法の開発に成功して以来、構造分野、土木分野などの建設領域はもとより、金属加工を中心に周辺領域にも事業を拡大しつつ、常に顧客の要求と信頼に応える経営を実践してまいりました。

このような事業展開を支える当社の企業価値の源泉は、大正6年の創業以来101年の歴史のなかで培った企業理念、この理念に基づいた経営によって蓄積した技術力および原材料等の仕入先から当社製品の販売先である顧客を含むすべての取引先との強固な信頼関係などから構築されており、これらの企業価値の源泉が結実した成果が“okabe”ブランドであると認識しております。

まず、企業理念について具体的には①あらゆる職場が開拓精神を旨とし、創意工夫革新に努力すること、②サービス精神を旨とし、社会に奉仕し社運の発展に努力すること、③人材の育成に努力し、企業の永遠の発展を期すること、④社員にとってその一生を託して、悔いすることのない職場たること、の4点を社是に掲げ、役員・社員はもとより広く会社を取り巻くすべてのステークホルダーに満足を提供することが企業の存在を可能にするとの考えに基づいております。

つぎに、これらの企業理念に裏打ちされた経営の実践においては、メーカーの原点である製品開発技術、生産技術、品質管理技術、情報の質量両面における収集・分析技術などを維持向上させるべく努力して、これらの技術が具現化した製品を社会に提供することが使命であると認識しております。当社では、このような認識を表す経営理念として『安全・安心の提供を通じて社会に貢献する』を掲げておりますが、建設工事の安全と省力化に貢献することをはじめ、耐震・免震工法による地震に強い建築基礎部材の提供、各種の補強緑化工法によって環境保全の一翼を担うなど、技術力に担保され、かつ、社会に貢献する製品開発が極めて重要であり、全社をあげて卓越した技術力の向上に取り組むことが不可欠であると考えております。

さらに、101年の歴史のなかで誠実かつ真摯に企業経営に取り組んでまいりましたことから、原材料の供給元である素材メーカーや部品メーカーをはじめ流通面での取引先、当社製品の最終ユーザーまでもを含むすべての取引先との強固な信頼を構築してまいりました。

このように、広く社会に目を向けた企業理念、技術力に裏打ちされた製品の提供、すべての取引先との信頼関係の構築などが当社の企業価値の源泉であり、これを継続的に磨き進化させることがブランド力の増大となり、同時に企業価値の向上を意味すると考えております。当社は、企業価値の向上が、ひいては株主共同の利益の確保につながるものと認識しております。

(2) 中期経営計画による取り組み

当社は、企業価値および株主価値の向上をより具体的に実践するため中期経営計画を適宜策定しており、事業環境の変化を踏まえ、設備投資、人材育成、財務バランス等々に注意を払いつつ果敢に経営課題に挑戦しております。

平成29年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画「NEXT100～Exciting Future～」においては、「次の100年（NEXT100）」の飛躍につながる基礎を構築すべく、以下のとおり当社グループの「ビジョン」（将来像）を定め、その実現に向けて「3つの柱となる施策」ならびに「経営基盤強化」に取り組んでまいります。

【1】当社グループのビジョン（将来像）

☆当社グループは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という経営理念を世界で実践するグローバル・メーカーを目指します。

☆技術力を背景として、建設資材分野では、仮設・型枠製品、構造機材製品、土木製品を中心として、特に、構造機材製品の耐震・制震・免震関連に注力します。自動車部品分野では、バッテリー端子およびボルト・ナット類を中心に拡大していきます。

☆ワクワク感が広がる組織風土のある会社を目指します。

【2】3つの柱となる施策

①コア事業への経営資源の集中

コア事業（建設関連製品・自動車関連製品）へ経営資源を集中します。企業買収はこの領域で実現を図ります。

②新製品開発強化

建設資材・自動車部品（バッテリー端子等）・海洋の各事業において成長領域の製品開発に取り組めます。

③グローバル展開推進

建設資材・自動車部品・海洋の各事業において海外展開をさらに積極的に推進します。

【3】経営基盤強化

社是の価値観の再確認と多様な人材獲得・育成、ガバナンス強化ならびに社員にとって働きやすい職場環境整備などの経営基盤強化を行います。

2. コーポレート・ガバナンス強化による取組みについて

当社は、将来にわたり企業価値を向上し社会的責任を果たすためには、コーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、経営理念、社是、法令等遵守の重要性を全社的に啓蒙し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでおります。

当社における企業統治の体制については、取締役11名（うち社外取締役2名）により取締役会を構成し、毎月1回以上開催される取締役会において重要な意思決定を行うとともに、取締役相互に業務執行を監督しております。また、取締役の意思決定機能を強化するため、役付取締役で構成する常務会を開催し、経営上重要な案件につき、事前に十分な検討を行っております。業務執行体制としては、特に重要な職務権限を有する者を執行役員として任命し、業務執行責任の明確化を図っております。

この他、代表取締役社長および各部門の責任者で構成される部門責任者会議を原則として週1回開催し、複数の部門にまたがる業務執行の効率化を促進するとともに、社会的規範への適合性の観点からも常に必要な検討を加えております。

当社は、平成29年3月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に的確に応えうる体制の構築を目指します。また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任できる体制をとることにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図ります。

また、当社は代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。さらに、常設組織として役付取締役を委員長とする、コンプライアンス委員会を設置しており、全社員を対象とした法令等遵守の啓蒙活動を実施しております。

Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、本プランを継続することといたしました。

また、平成29年12月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであります。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社の社外取締役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員（以下、「独立委員」といいます。）は、別紙2に記載の3氏を予定しております。

（1）本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）または（ii）に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

（i）当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下、別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下、同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下、（ii）において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下、同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じとします。

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

（i）買付者等の概要

- （イ）氏名または名称および住所または所在地
- （ロ）代表者の役職および氏名
- （ハ）会社等の目的および事業の内容
- （ニ）大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- （ホ）国内連絡先
- （ヘ）設立準拠法

（ii）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および「意向表明書」提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（iii）買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト（以下、「当初情報リスト」といいます。）を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「当初情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じとします。

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。

また、上記の「当初情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、買付者等の回答に期限を設ける場合があります。また、「当初情報リスト」の発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（以下の④）を行うものとします。

大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「当初情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要

10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下、同じとします。

- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社は、当社取締役会が買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要および本必要情報の概要ならびにその他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

また、当社は、当社取締役会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日または情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）または（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- （i）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- （ii）その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会および独立委員会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる合理的な理由を買付者等に通知するとともに株主および投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものいたします。当社は、当社取締役会がこれらの

検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものいたします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものいたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）または（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

（i）買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

（ii）買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として当該買付け等に対する対抗措置の不発動を勧告することといたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙3に掲げる行為が意図されており、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその

時点をもって終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

株主意思確認総会における投票または書面投票の結果は、当社の株主総会における普通決議の要件に準じて決するものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当該手続きが完了するまでは、大規模買付等を開始することはできないものいたします。

(2) 本プランにおける対抗措置

①対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことといたします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

②対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止した場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものいたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、平成33年（2021年）3月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間といたします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものいたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものいたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しており、また、平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準じております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会にて株主の皆様のご承認を得た上で継続するものであります。また、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または廃止されることになります。したがって、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

（５）合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．（１）⑤および⑥に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

（６）デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記２．（３）に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は１年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

４．株主および投資家の皆様への影響

（１）本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の２．（１）に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

（２）本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に登録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体

の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.（2）②に記載の手続き等に従い対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

（3）本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要でございます。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

以上

別紙 1

当社の大株主の株式保有状況
(平成29年12月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 53,790,632株 |
| 3. 株主数 | 23,987名 |
| 4. 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
小林産業株式会社	5,293千株	10.60%
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2,490千株	4.98%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,165千株	4.33%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,707千株	3.41%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,580千株	3.16%
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,388千株	2.78%
岡部 和子	1,004千株	2.01%
東京海上日動火災保険株式会社	909千株	1.82%
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	876千株	1.75%
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	870千株	1.74%

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,864,882株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

独立委員会委員候補者の略歴

田中 淳夫 (たなか あつお)

昭和12年 11 月 16 日生

昭和35年 3 月 東京大学工学部建築学科卒業

昭和35年 4 月 大成建設株式会社入社

昭和39年 3 月 東京大学大学院数物系研究科修士課程建築学専攻修了

昭和42年 3 月 東京大学大学院工学系研究科博士課程建築学専攻修了
工学博士

昭和62年 2 月 宇都宮大学教授

平成15年 4 月 宇都宮大学名誉教授 (現在に至る)

平成20年 3 月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

平松 守 (ひらまつ まもる)

昭和19年 1 月 1 日生

昭和43年 3 月 立教大学社会学部産業関係学科卒業

昭和43年 4 月 立教大学野々口研究室勤務

昭和51年 10 月 監査法人大手門会計事務所勤務

昭和57年 8 月 公認会計士登録

昭和57年 8 月 平松公認会計士事務所開設 (現在に至る)

平成17年 3 月 当社社外監査役

平成20年 3 月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

上林 博 (かみばやし ひろし)

昭和20年 11 月 23 日生

昭和45年 3 月 東京大学法学部卒業

昭和47年 4 月 検事任官

昭和58年 12 月 法務大臣秘書官

昭和60年 2 月 法務省刑事局付検事

昭和61年 9 月 弁護士登録

昭和63年 1 月 上林・野口法律事務所 (現 上林法律事務所) 開設 (現在に至る)

平成26年 3 月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

平成26年 6 月 日東紡績株式会社社外取締役 (現在に至る)

上記3氏と当社との間に、特別の利害関係はございません。

別紙 3

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

（1）特定大量保有者¹¹、（2）特定大量保有者の共同保有者、（3）特定大量買付者¹²、（4）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（5）これら（1）から（4）までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、（6）これら（1）から（5）までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、当社取締役会は、新株予約権の内容として、非適格者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

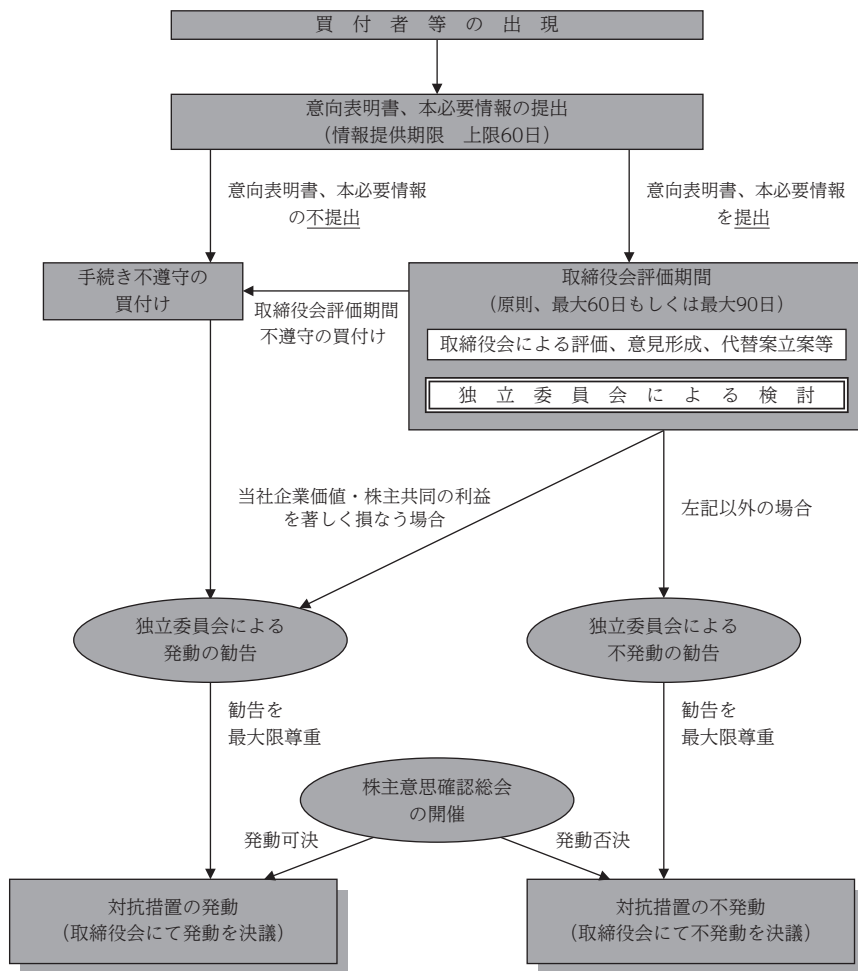
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以 上

- 11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下、本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下、本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



以上

メ モ

Blank area for notes, consisting of 15 horizontal dashed lines.

(提供書面)

事業報告 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、設備投資と個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調で推移したものの、欧米の政策動向の不確実性や地政学的リスクの高まりが懸念される状況となりました。

当社グループの主な需要先であります建設業界におきましては、首都圏を中心とした大規模再開発等の工事が徐々に着工されたことなどにより、当連結会計年度の着工床面積は前年度を上回って推移しました。

このような経営環境のなか、建設関連製品事業の業績は堅調に推移しましたが、当連結会計年度においては、前年度に譲渡したホテル事業の売上高、営業利益およびホテル事業譲渡による特別利益が計上されていないことなどにより、当連結会計年度における連結業績は、売上高は609億1千7百万円（前連結会計年度比3.6%減）、営業利益は48億4千4百万円（前連結会計年度比12.3%減）、経常利益は50億6千8百万円（前連結会計年度比12.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は34億8千5百万円（前連結会計年度比55.7%減）となりました。

		第73期 (平成28年12月期)	第74期 (平成29年12月期)	前連結会計年度比増減率
売上高	(百万円)	63,190	60,917	3.6%減
営業利益	(百万円)	5,527	4,844	12.3%減
経常利益	(百万円)	5,780	5,068	12.3%減
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,861	3,485	55.7%減

(参考1) 前連結会計年度（平成28年1月1日～平成28年12月31日）におけるホテル事業の業績

売上高 : 52億4百万円

営業利益 : 5億1百万円

(参考2) 前連結会計年度（平成28年1月1日～平成28年12月31日）におけるホテル事業譲渡による特別利益

特別利益 : 62億6千6百万円

セグメント別の業績はつぎのとおりであります。

建設関連製品事業

売上高 50,404百万円
(5.6%増)

営業利益 4,105百万円
(4.2%増)

建設関連製品の売上高を製品別にみますと、仮設・型枠製品は、丸セパの販売は好調に推移したものの、大型システム型枠等の需要が減少した結果、前連結会計年度に比べ1.1%の減少となりました。

土木製品は、ロックボルト等ののり面補強工法用製品の販売が前年度を上回って推移したことや、都市土木における耐震改修需要を取り込んだことなどにより、前連結会計年度に比べ9.3%の増加となりました。

構造機材製品は、〇Sリングの販売促進ツールとして運用を開始したクラウド型顧客向けサービスが浸透したことなどにより、主力の耐震製品の販売が好調に推移した結果、前連結会計年度に比べ7.7%の増加となりました。

建材商品（国内）は、付加価値の高い商品の仕入販売を行った結果、前連結会計年度に比べ3.5%の増加となりました。

建材商品（海外）は、米国における連結子会社のOCM,Inc.が売上を伸ばした結果、前連結会計年度に比べ9.3%の増加となりました。

この結果、建設関連製品事業における売上高は504億4百万円（前連結会計年度比5.6%増）となり、営業利益は41億5百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。

自動車関連製品事業

売上高 9,370百万円
(4.4%増)

営業利益 761百万円
(25.5%減)

主力のバッテリー端子製品において、欧州やその他地域向けの輸出による販売が好調に推移した結果、売上高は93億7千万円（前連結会計年度比4.4%増）となりましたが、利益面におきましては、原材料価格の上昇や機械設備の老朽化に伴う関連費用の増加などにより、営業利益は7億6千1百万円（前連結会計年度比25.5%減）となりました。

その他の事業

売上高 1,142百万円
(12.1%減)

営業損失 △22百万円
(-%)

海洋事業において受注量が低調に推移した結果、売上高は11億4千2百万円（前連結会計年度比12.1%減）となり、営業損益は2千2百万円の損失（前連結会計年度は6千3百万円の営業利益）となりました。

（注）（ ）内の増減率は、前連結会計年度比増減率を表示しております。

(参考) 連結事業別・製品別売上高

		前連結会計年度 (平成28年12月期)		当連結会計年度 (平成29年12月期)		前連結 会計年度比 増減率
		金額	構成比	金額	構成比	
建設関連 製品事業		百万円	%	百万円	%	%
	仮設・型枠製品	7,093	11.2	7,013	11.5	△1.1
	土木製品	5,553	8.8	6,073	10.0	9.3
	構造機材製品	18,342	29.0	19,751	32.4	7.7
	建材商品（国内）（注）1	12,224	19.4	12,651	20.8	3.5
	国内計	43,214	68.4	45,489	74.7	5.3
	建材商品（海外）（注）1	4,496	7.1	4,915	8.0	9.3
	海外計	4,496	7.1	4,915	8.0	9.3
当事業計		47,711	75.5	50,404	82.7	5.6
自動車関連製品事業		8,975	14.2	9,370	15.4	4.4
ホテル事業（注）2		5,204	8.2	－	－	△100.0
その他の事業（注）3		1,299	2.1	1,142	1.9	△12.1
合 計		63,190	100.0	60,917	100.0	△3.6

(注) 1. 当連結会計年度より、建設関連製品事業における建材商品を国内、海外に分けて表示しております。

2. ホテル事業は、前連結会計年度において事業譲渡を完了しております。

3. その他の事業は、当社のコア事業である建設関連製品事業および自動車関連製品事業に属さない多角化事業であり、海洋資材製品の製造販売および米国における釣り用錘製品の製造販売等の各業務を行っております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は41億8千万円であります。

その主なものは、茨城県下妻市における総合実験センターの建設および研究開発設備の取得（建設関連製品事業）ならびに米国における物流施設の建設（建設関連製品事業および自動車関連製品事業）等であります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成29年9月29日に株式会社富士ボルト製作所の全株式を取得し、同社およびその子会社である株式会社富士機材およびPT フジボルトインドネシアを当社の子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

	第71期 (平成26年12月期)	第72期 (平成27年12月期)	第73期 (平成28年12月期)	当連結会計年度 第74期 (平成29年12月期)
売上高 (百万円)	68,045	68,985	63,190	60,917
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,433	4,234	7,861	3,485
1株当たり当期純利益 (円)	84.52	81.62	155.10	69.95
総資産 (百万円)	84,093	83,786	81,919	89,346
純資産 (百万円)	47,152	48,601	51,404	56,251
1株当たり純資産額 (円)	898.88	953.77	1,031.65	1,128.93

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

3. 1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均自己株式数、1株当たり純資産額を算定するための普通株式の自己株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式を含めております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
岡部インダストリー株式会社	300百万円	100%	仮設・型枠製品の製造販売
OCM, Inc.	130万米ドル	100%	建設資機材の販売
オカベCO., INC.	1,560万米ドル	100%	自動車用ボルト・ナット類の販売
オカベ・ホールディングUSA, Inc.	4,420万米ドル	100%	ウォーター・グレムリン・カンパニー、 ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS. p. A. および長興華泰格林金属製品有限公司の 全株式を所有する持株会社
ウォーター・グレムリン・カンパニー	1,879万米ドル	100%	自動車用バッテリー部品等の製造販売
ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS. p. A.	49万ユーロ	100%	自動車用バッテリー部品等の製造販売
長興華泰格林金属製品有限公司	1,500万米ドル	100%	自動車用バッテリー部品等の製造販売

- (注) 1. オカベCO., INC.は、当連結会計年度に1,400万米ドルの増資を行い、資本金が1,560万米ドルとなりました。
2. 長興華泰格林金属製品有限公司は、当連結会計年度に500万米ドルの増資を行い、資本金が1,500万米ドルとなりました。
3. ウォーター・グレムリン・カンパニー、ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS. p. A. および長興華泰格林金属製品有限公司は、オカベ・ホールディングUSA, Inc. の100%子会社であります。
4. 当社は、平成30年1月1日を合併期日として岡部インダストリー株式会社を吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、政府・日銀による各種政策の効果等により、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性などが懸念され、先行きについては不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループの主な需要先であります建設業界におきましては、首都圏を中心とした大規模再開発や「2020年東京オリンピック・パラリンピック」関連工事等により、建設投資は堅調に推移する見通しではありますが、鋼材価格の上昇等により収益が圧迫される懸念があることから、提案型営業や製品開発を通じた付加価値の向上および生産性の向上等に一層の企業努力を要する事業環境が想定されます。

このような中長期の事業環境の想定のもと、当社グループは、創業100周年となる平成29年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画「NEXT100～Exciting Future～」を策定いたしました。

「NEXT100～Exciting Future～」においては、「次の100年（NEXT100）」の飛躍につながる基礎を構築すべく、下記のとおり当社グループの「ビジョン」（将来像）を定め、その実現に向けて「3つの柱となる施策」ならびに「経営基盤強化」に取り組んでおります。

記

1. 当社グループのビジョン（将来像）

☆当社グループは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という経営理念を世界で実践するグローバル・メーカーを目指します。

☆技術力を背景として、建設資材分野では、仮設・型枠製品、構造機材製品、土木製品を中心として、特に、構造機材製品の耐震・制震・免震関連に注力します。自動車部品分野では、バッテリー端子およびボルト・ナット類を中心に拡大していきます。

☆ワクワク感が広がる組織風土のある会社を目指します。

2. 3つの柱となる施策

①コア事業への経営資源の集中

コア事業（建設関連製品・自動車関連製品）へ経営資源を集中します。企業買収はこの領域で実現を図ります。

②新製品開発強化

建設資材・自動車部品（バッテリー端子等）・海洋の各事業において成長領域の製品開発に取り組みます。

③グローバル展開推進

建設資材・自動車部品・海洋の各事業において海外展開をさらに積極的に推進します。

3. 経営基盤強化

社是の価値観の再確認と多様な人材獲得・育成、ガバナンス強化ならびに社員にとって働きやすい職場環境整備などの経営基盤強化を行います。

上記中期経営計画により、将来ビジョンの実現に向けて取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（5）主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

建設関連製品事業……仮設・型枠製品、土木製品、構造機材製品の製造販売業務および建材商品の販売業務

自動車関連製品事業…自動車関連製品の製造販売業務

その他の事業………海洋資材製品の製造販売および米国における釣り用錘製品の製造販売等の各業務

(6) 主要な営業所および工場 (平成29年12月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都墨田区	中四国支店	広島県広島市
北海道支店	北海道札幌市	九州支店	福岡県糟屋郡志免町
東北支店	宮城県仙台市	沖縄支店	沖縄県豊見城市
信越支店	新潟県新潟市	久喜工場	埼玉県久喜市
東京支店	東京都墨田区	茨城工場	茨城県下妻市
名古屋支店	愛知県小牧市	京都工場	京都府久世郡久御山町
関西支店	大阪府吹田市		

② 子会社の主要な営業所および工場

会社名	名称	所在地
岡部インダストリー株式会社	本社 工場	東京都墨田区 千葉県野田市
オカベCO., INC.	本社	アメリカ イリノイ州
OCM, Inc.	本社	アメリカ イリノイ州
ウォーター・グレムリン・カンパニー	本社・工場	アメリカ ミネソタ州
ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.	本社・工場	イタリア ロンバルディア州
長興華泰格林金属製品有限公司	本社・工場	中国 浙江省

(注) 当社は、平成30年1月1日を合併期日として岡部インダストリー株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 使用人の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設関連製品事業	659 (114) 名	△ 2 (△ 1) 名
自動車関連製品事業	328 (66) 名	47 (△12) 名
その他の事業	24 (10) 名	4 (△ 4) 名
合 計	1,011 (190) 名	49 (△17) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
585 (72) 名	△ 1 (△ 4) 名	39.5歳	14.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,618百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,000百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 53,790,632株
- ③ 株主数 23,987名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
小林産業株式会社	5,293千株	10.60%
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2,490千株	4.98%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,165千株	4.33%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,707千株	3.41%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,580千株	3.16%
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,388千株	2.78%
岡部 和子	1,004千株	2.01%
東京海上日動火災保険株式会社	909千株	1.82%
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	876千株	1.75%
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	870千株	1.74%

(注) 1. 当社は、自己株式を3,864,882株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は平成29年2月14日開催の取締役会において、当社および当社グループ会社従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画意識を促し、かつ従業員の福利厚生制度の拡充を目的とし、自社の株式を従業員に交付する制度である信託型の従業員インセンティブプラン「株式付与E S O P信託」の導入を決議いたしました。

（１）取引の概要

本制度では、株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P信託」）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブプランであり、E S O P信託が取得した株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し交付するものであります。

本制度に係る会計処理については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

（２）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当事業年度末における帳簿価額および株式数は、89,885千円、98,128株であります。

（２）新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣 渡 眞	オカベ・ホールディングUSA, Inc. 取締役社長
常務取締役	島 村 健 二	技術開発部門管掌
常務取締役	杉 本 浩 章	生産部門管掌
常務取締役	元 井 彰	営業部門管掌
常務取締役	大 谷 和 正	国際部門管掌
取締役	細 道 靖	管理部統括部長 管理部経理財務グループ部長
取締役	野 原 芳 治	内部監査室長
取締役	山 崎 康 信	ウォーター・グレムリン・カンパニー取締役社長 ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.取締役社長 長興華泰格林金属製品有限公司取締役社長
取締役（監査等委員・常勤）	石 原 貳 男	監査等委員会 委員長
取締役（監査等委員）	山 崎 克 之	丸の内第一綜合法律事務所 パートナー 弁護士
取締役（監査等委員）	辻 希	希 NOZOMI 法律事務所 弁護士

- (注) 1. 当社は、平成29年3月30日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員）山崎克之氏および辻 希氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員・常勤）石原貳男氏は、当社の常務取締役管理部門管掌として、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）山崎克之氏および辻 希氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する相当程度の知見を有しております。
5. 当社の監査等委員会の体制は、つぎのとおりであります。
委員長 石原貳男氏、委員 山崎克之氏、委員 辻 希氏
なお、石原貳男氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
6. 当社は、取締役（監査等委員）山崎克之氏および辻 希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	10名	255百万円
取締役（監査等委員）	3名	41百万円
監査役	4名	20百万円
合計	17名	316百万円

- (注) 1. 上記には、平成29年3月30日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）および監査役4名（うち社外監査役2名）を含めております。なお当社は、平成29年3月30日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成27年3月27日開催の第71回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成29年3月30日開催の第73回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成27年3月27日開催の第71回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
6. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成29年3月30日開催の第73回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
7. 報酬等の額のうち、社外役員4名の報酬等の総額は14百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）山崎克之氏は、丸の内第一綜合法律事務所のパートナーであります。なお、当社と丸の内第一綜合法律事務所との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）辻 希氏は、希 NOZOMI 法律事務所の弁護士であります。なお、当社と希 NOZOMI 法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役（監査等委員） 山 崎 克 之	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、監査等委員会設置会社移行前の取締役として3回、取締役（監査等委員）として14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、経営全般に対して適宜必要な発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のすべてに出席し、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 辻 希	平成29年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、経営全般に対して適宜必要な発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち12回に出席し、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人 大手門会計事務所

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「会計監査人の解任または不再任」に関する株主総会の付議議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

<業務の適正を確保するための体制>

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長が、通達、社内報等にて社是に則り法令・定款の遵守と良識・倫理観に基づいた行動を取締役および使用人に求め、その精神があらゆる企業活動の拠り所とすることを伝えております。コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会の委員長には役付取締役を任命し、同委員会を中心に全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の解消に努め、その具体化を徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役社長は、情報の保存、管理に関する統括責任者を取締役から任命しております。また、文書管理規程を制定し、職務執行に係る情報を文書または電磁的に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程の定めによりこれらの文書等をいつでも閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門所管業務に付帯する日常的リスク管理は担当部門が行うこととし、一方新たに生じたリスクは速やかに代表取締役社長に報告され、必要に応じてその対応を全社に示達するとともに、対応責任者となる取締役を任命しております。なお、債権リスクに関しては、与信管理規程および対応マニュアルを策定し、その適用状況を把握・管理し適正な業務遂行がなされる体制となっております。その他部門ごとに潜在するリスクについては評価する体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、目標達成に向けて各部署が実施すべき具体的な目標（予算制度、個人目標評価制度）、権限、配分を含めた効率的な達成方法を各担当取締役が定めております。ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会に定期的に報告され、目標達成率を高め全社的な業務の効率を実現するシステムを構築しております。さらに、部門責任者会議において各部門間の連携・調整を行い、効率的な業務遂行に対する阻害要因については、その排除、軽減策を採っております。各取締役の目標に向けての効率的な業務遂行状況については、代表取締役社長が総合的に評価をしております。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

岡部グループ行動指針を定め、グループ方針に基づき当社を中心に一体として運営されており、当社および国内連結子会社は統一された情報システムを構築しております。グループ会社ごとに目標が定められ、その達成状況は定期的にITを活用したシステムによりデータ化され、取締役会に報告されております。グループ会社の不動産取得等重要事項についても、当社取締役会付議事項としております。また、当社は、グループ会社の取締役または監査役を派遣し、グループ会社に対する経営と監査を行っております。さらに、代表取締役社長は、当社の幹部社員およびグループ会社の代表取締役社長等が一堂に会する拡大役員会を定期的に招集し、グループ方針に基づく経営とコンプライアンスを徹底しております。

⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて職務補助のため、監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員の意見を尊重するものとしております。なお、監査等委員は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請できるものとしております。

⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告体制ならびにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 取締役が監査等委員会に報告すべき事項については、つぎに定める事項としております。

- (a) 常務会で決議された事項
- (b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- (c) 毎月の経営状況として重要な事項
- (d) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (e) 重大な法令・定款違反
- (f) 通告制度の通報状況および内容
- (g) その他コンプライアンス上重要な事項

ロ. 使用人は、前項（b）、（e）および（g）に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとしております。また、監査等委員会は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請できるものとしております。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払いまたは償還をうけることができます。また、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有しております。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および重要な使用人からヒアリングを実施する機会を設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、グループ会社も含めた内部統制システムを構築し、運用しております。また、内部監査室により内部統制の整備・運用状況につき、有効性評価等を実施しております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

① 取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には取締役11名（うち社外取締役2名）が出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

② 監査等委員の職務の執行について

監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）は監査等委員会規程等に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室にて、社内各部署および当社グループが、法令、定款、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているかを、書類閲覧および実地調査によって監査しております。

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況＞

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するよう取り組んでおります。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）およびその下部組織である本所地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定期的な研修会への参加等を通じ情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士・警察署・特防連等と連携し、速やかに対応する体制を整備しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 中期経営計画による取組み

当社は、企業価値および株主価値の向上をより具体的に実践するため中期経営計画を適宜策定しており、事業環境の変化を踏まえ、設備投資、人材育成、財務バランス等々に注意を払いつつ果敢に経営課題に挑戦しております。

ロ. コーポレート・ガバナンス強化による取組み

当社は、将来にわたり企業価値を向上させ社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、経営理念、社是、法令遵守等の重要性を全社的に啓発し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでおります。

当社における企業統治の体制については、取締役11名（うち社外取締役2名）により取締役会を構成し、毎月1回以上開催される取締役会において重要な意思決定を行うとともに、取締役相互に業務執行を監督しております。また、取締役の意思決定機能を強化するため、役付取締役で構成する常務会を開催し、経営上重要な案件につき、事前に十分な検討を行っております。業務執行体制としては、特に重要な職務権限を有する者を執行役員として任命し、業務執行責任の明確化を図っております。

この他、代表取締役社長および各部門の責任者で構成される部門責任者会議を原則として週1回開催し、複数の部門にまたがる業務執行の効率化を促進するとともに、社会的規範への適合性の観点からも常に必要な検討を加えております。

当社は、平成29年3月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築に努めております。また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任できる体制をとることにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図っております。

また、当社は代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。さらに、常設組織として役付取締役を委員長とする、コンプライアンス委員会を設置しており、全社員を対象とした法令等遵守の啓発活動を実施しております。

③ 上記の基本方針の内容および特別な取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上が可能になると考えておりますので、当社の基本方針に沿うものであります。

また、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」といいます。）は、平成27年3月27日開催の当社第71回定時株主総会において株主の皆様のご承認のもと継続されていること、当社取締役会は経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経た上で新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等を決定すること、透明性を確保するために速やかに情報開示を行うこと等から、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、本対応策は平成30年3月29日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は平成30年1月26日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を一部変更した上で、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類の第4号議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」をご覧ください。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                |
|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>53,539,820</b> |
| 現金及び預金          | 22,311,193        |
| 受取手形及び売掛金       | 21,799,454        |
| 商品及び製品          | 5,632,000         |
| 仕掛品             | 945,644           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,519,184         |
| 繰延税金資産          | 184,257           |
| その他             | 1,173,428         |
| 貸倒引当金           | △25,342           |
| <b>固定資産</b>     | <b>35,788,381</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>20,167,063</b> |
| 建物及び構築物         | 9,613,572         |
| 機械装置及び運搬具       | 4,193,920         |
| 土地              | 3,645,454         |
| リース資産           | 588,670           |
| 建設仮勘定           | 1,828,463         |
| その他             | 296,983           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>573,236</b>    |
| のれん             | 270,117           |
| リース資産           | 9,935             |
| その他             | 293,183           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>15,048,080</b> |
| 投資有価証券          | 9,611,751         |
| 長期貸付金           | 1,000,000         |
| 繰延税金資産          | 5,541             |
| その他             | 4,534,514         |
| 貸倒引当金           | △103,726          |
| <b>繰延資産</b>     | <b>18,278</b>     |
| 社債発行費           | 18,278            |
| <b>資産合計</b>     | <b>89,346,481</b> |

| 科目                 | 金額                |
|--------------------|-------------------|
| <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動負債</b>        | <b>19,348,483</b> |
| 支払手形及び買掛金          | 4,069,861         |
| 電子記録債務             | 9,301,850         |
| 短期借入金              | 1,528,742         |
| リース債務              | 149,289           |
| 未払法人税等             | 209,822           |
| 賞与引当金              | 72,637            |
| その他                | 4,016,281         |
| <b>固定負債</b>        | <b>13,746,065</b> |
| 社債                 | 1,000,000         |
| 長期借入金              | 8,278,000         |
| リース債務              | 443,059           |
| 繰延税金負債             | 1,419,032         |
| 株式給付引当金            | 22,058            |
| 退職給付に係る負債          | 1,684,082         |
| 資産除去債務             | 40,513            |
| その他                | 859,318           |
| <b>負債合計</b>        | <b>33,094,549</b> |
| <b>(純資産の部)</b>     |                   |
| <b>株主資本</b>        | <b>52,090,720</b> |
| 資本金                | 6,911,700         |
| 資本剰余金              | 6,062,754         |
| 利益剰余金              | 41,832,933        |
| 自己株式               | △2,716,668        |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>4,161,211</b>  |
| その他有価証券評価差額金       | 3,352,412         |
| 為替換算調整勘定           | 787,752           |
| 退職給付に係る調整累計額       | 21,046            |
| <b>純資産合計</b>       | <b>56,251,931</b> |
| <b>負債純資産合計</b>     | <b>89,346,481</b> |

## 連結損益計算書（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目              | 金額         |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 60,917,571 |
| 売上原価            | 43,895,196 |
| 売上総利益           | 17,022,374 |
| 販売費及び一般管理費      | 12,177,430 |
| 営業利益            | 4,844,944  |
| 営業外収益           | 405,525    |
| 受取利息            | 24,014     |
| 受取配当金           | 165,948    |
| スクラップ売却収入       | 76,229     |
| 貸倒引当金戻入額        | 49,913     |
| その他             | 89,419     |
| 営業外費用           | 182,470    |
| 支払利息            | 53,330     |
| シンジケートローン手数料    | 35,800     |
| 訴訟関連費用          | 74,729     |
| その他             | 18,610     |
| 経常利益            | 5,068,000  |
| 特別利益            | 464,332    |
| 固定資産売却益         | 35,324     |
| 国庫補助金           | 411,394    |
| その他             | 17,614     |
| 特別損失            | 193,137    |
| 固定資産処分損         | 140,017    |
| 工場移転費用          | 31,309     |
| その他             | 21,810     |
| 税金等調整前当期純利益     | 5,339,195  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,748,020  |
| 法人税等調整額         | 105,680    |
| 当期純利益           | 3,485,493  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,485,493  |

## 計算書類

### 貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                |
|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>43,975,029</b> |
| 現金及び預金          | 19,607,970        |
| 受取手形            | 8,510,819         |
| 売掛金             | 10,363,892        |
| 商品及び製品          | 2,529,304         |
| 仕掛品             | 596,822           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,081,929         |
| 繰延税金資産          | 142,687           |
| その他             | 1,141,603         |
| <b>固定資産</b>     | <b>35,892,024</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,945,544</b> |
| 建物              | 6,787,627         |
| 構築物             | 394,639           |
| 機械及び装置          | 2,544,825         |
| 車両運搬具           | 252               |
| 工具、器具及び備品       | 188,814           |
| 土地              | 3,180,606         |
| リース資産           | 291,840           |
| 建設仮勘定           | 556,801           |
| その他             | 137               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>205,724</b>    |
| ソフトウェア          | 188,748           |
| リース資産           | 9,935             |
| その他             | 7,039             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>21,740,755</b> |
| 投資有価証券          | 9,256,124         |
| 関係会社株式          | 7,239,632         |
| 長期貸付金           | 1,000,000         |
| その他             | 4,348,330         |
| 貸倒引当金           | △103,331          |
| <b>繰延資産</b>     | <b>18,278</b>     |
| 社債発行費           | 18,278            |
| <b>資産合計</b>     | <b>79,885,333</b> |

| 科目              | 金額                |
|-----------------|-------------------|
| <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動負債</b>     | <b>17,461,267</b> |
| 支払手形            | 554,964           |
| 電子記録債務          | 9,301,850         |
| 買掛金             | 2,583,334         |
| 短期借入金           | 1,205,657         |
| 未払法人税等          | 204,337           |
| 賞与引当金           | 66,472            |
| その他             | 3,544,650         |
| <b>固定負債</b>     | <b>13,010,236</b> |
| 社債              | 1,000,000         |
| 長期借入金           | 8,278,000         |
| 繰延税金負債          | 1,006,784         |
| 株式給付引当金         | 20,459            |
| 退職給付引当金         | 1,641,900         |
| 資産除去債務          | 40,513            |
| その他             | 1,022,578         |
| <b>負債合計</b>     | <b>30,471,504</b> |
| <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| <b>株主資本</b>     | <b>46,061,416</b> |
| 資本金             | 6,911,700         |
| 資本剰余金           | 6,062,754         |
| 資本準備金           | 6,039,545         |
| その他資本剰余金        | 23,209            |
| 利益剰余金           | 35,803,629        |
| 利益準備金           | 701,269           |
| その他利益剰余金        | 35,102,360        |
| 研究開発積立金         | 200,000           |
| 圧縮記帳積立金         | 351,015           |
| 別途積立金           | 21,900,000        |
| 繰越利益剰余金         | 12,651,345        |
| 自己株式            | △2,716,668        |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>3,352,412</b>  |
| その他有価証券評価差額金    | 3,352,412         |
| <b>純資産合計</b>    | <b>49,413,829</b> |
| <b>負債純資産合計</b>  | <b>79,885,333</b> |

## 損益計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科目           | 金額         |
|--------------|------------|
| 売上高          | 45,438,322 |
| 売上原価         | 31,850,551 |
| 売上総利益        | 13,587,771 |
| 販売費及び一般管理費   | 9,908,715  |
| 営業利益         | 3,679,056  |
| 営業外収益        | 717,076    |
| 受取利息及び受取配当金  | 457,890    |
| その他          | 259,186    |
| 営業外費用        | 92,863     |
| 支払利息         | 43,603     |
| シンジケートローン手数料 | 35,800     |
| その他          | 13,460     |
| 経常利益         | 4,303,268  |
| 特別利益         | 429,068    |
| 固定資産売却益      | 59         |
| 国庫補助金        | 411,394    |
| その他          | 17,614     |
| 特別損失         | 316,514    |
| 固定資産処分損      | 135,297    |
| 関係会社株式評価損    | 151,253    |
| その他          | 29,962     |
| 税引前当期純利益     | 4,415,823  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,229,601  |
| 法人税等調整額      | 90,818     |
| 当期純利益        | 3,095,403  |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

岡部株式会社  
取締役会 御中

#### 監査法人大手門会計事務所

|             |       |           |
|-------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 武 川 博 一 ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 中 村 尋 人 ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡部株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡部株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

岡部株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人大手門会計事務所

|             |       |           |
|-------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 武 川 博 一 ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 中 村 尋 人 ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡部株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年2月14日

### 岡部株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石 原 貳 男 ㊟

監 査 等 委 員 山 崎 克 之 ㊟

監 査 等 委 員 辻 希 ㊟

(注) 監査等委員山崎克之および辻 希は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主優待のご案内

当社を応援していただきます株主様への感謝の意を込め、株主優待を実施させていただきます。平成29年12月末日現在の株主名簿に記載された株主様で、1単元（100株）以上の株式を保有されている株主様を対象にオリジナル・クオカードをつぎのとおり贈呈いたします。

100株以上の株主様

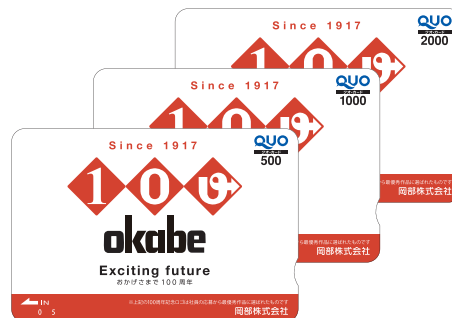
500円 相当のオリジナル・クオカード

1,000株以上の株主様

1,000円 相当のオリジナル・クオカード

5,000株以上の株主様

2,000円 相当のオリジナル・クオカード



## 株主メモ

|                      |                                                                                                                                                    |        |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 事業年度                 | 1月1日～12月31日                                                                                                                                        |        |
| 配当金基準日               | 期末配当                                                                                                                                               | 12月31日 |
|                      | 中間配当                                                                                                                                               | 6月30日  |
| 定時株主総会               | 3月下旬                                                                                                                                               |        |
| 株主名簿管理人／<br>特別口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                      |        |
| 同連絡先                 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部<br>東京都府中市日鋼町1-1<br>TEL 0120-232-711（通話料無料）                                                                                     |        |
| 同郵送先                 | 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号<br>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部                                                                                                     |        |
| 公告方法                 | 電子公告により行う<br>公告掲載URL <a href="https://www.okabe.co.jp/">https://www.okabe.co.jp/</a><br>(ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。) |        |

### (ご注意)

1. 株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
2. 特別口座に口座をお持ちの株主様の各種手続きにつきましては、左記連絡先（三菱UFJ信託銀行証券代行部）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店においてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

### (配当金計算書について)

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。配当金をお受取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

なお、配当金を証券口座でお受取り（株式数比例配分方式）の株主様は、お取引のある証券会社にお問い合わせください。

## 安全で安心な社会づくりに貢献する、岡部の製品・サービス

大正6年の創業当時の事業は、一般建築用金物の製造・販売。つまり、現在の建設関連製品事業のルーツです。岡部の製品は、高い性能と品質への信頼により、設計・施工の世界に広く知られるトップブランドに成長しました。そして、建設関連製品事業で培われたノウハウを活かして、自動車関連製品事業に進出し、「目立たないところで安全・安心を支える」製品を提供。北米・欧州市場での高い支持を得て、中国への進出を果たしました。国内では事業の多角化にも挑み、平成20年に海洋資源の保護育成を目指す海洋事業に本格的に参入しました。

### 建設関連製品事業

当事業は「仮設・型枠製品」、「土木製品」、「構造機材製品」、および「建材商品」の製品群にて構成されており、日本国内のみならず、北米においても事業を展開しております。

当社の得意とする品質の高い耐震製品などにより、安全・安心を提供しています。

#### 仮設・型枠製品



フォームタイ工法



#### 土木製品



フリーフレーム工法

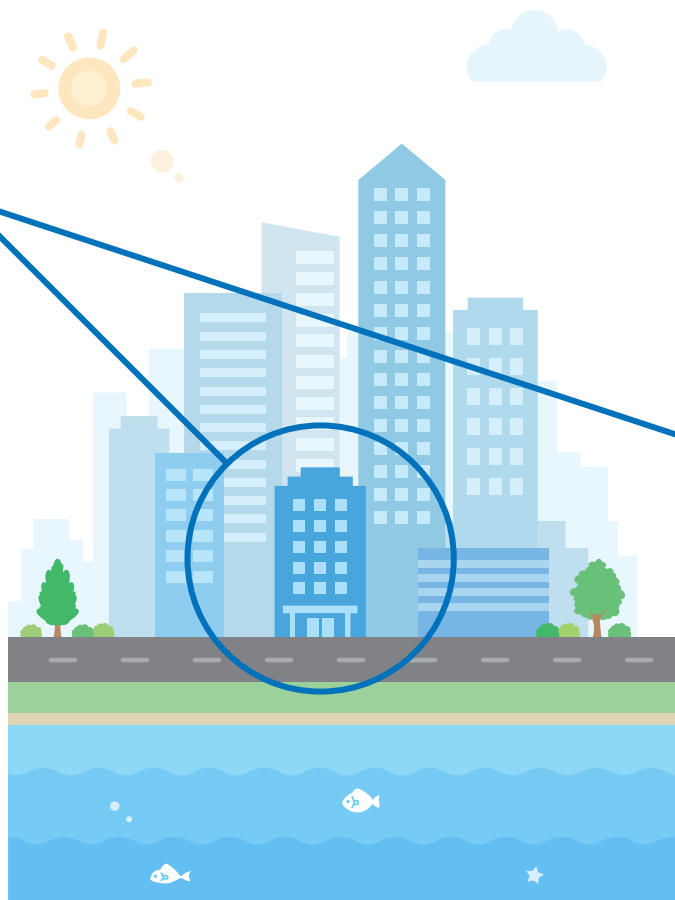
#### 構造機材製品



ベースパック柱脚工法

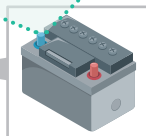


プレスターZ



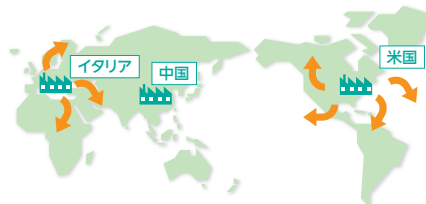
## 自動車関連製品事業

主力製品であるバッテリー端子は、米国・イタリア・中国の工場にて生産、世界30カ国以上に出荷され、世界中の車の中で活躍しています。また、北米においてトラック・トレーラー向けボルト・ナット類の販売も行っております。



バッテリー端子製品

世界30カ国以上に  
出荷中



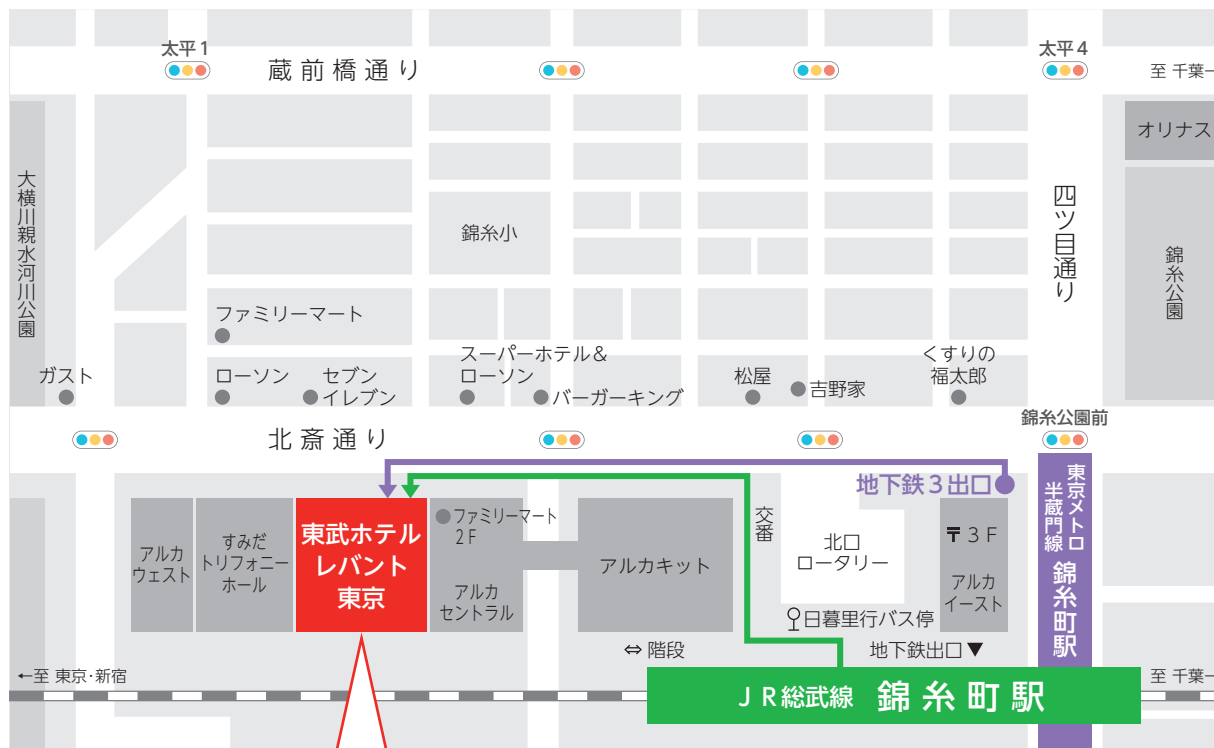
## 多角化事業（その他の事業）

トップシェアを誇る浮魚礁や藻場礁、増殖礁の製造販売を通じて、海洋資源の保護・育成に貢献しています。また、米国における釣り用錘製品の製造販売など、「海」を中心とした事業を展開しております。

### 海洋事業



# 株主総会 会場ご案内図



会場

## 東武ホテルレバント東京 4階「錦」

東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
TEL 03-5611-5511

交通

## J R総武線「錦糸町」駅下車

北口ロータリーを出て北斎通りを東京方面へ …… 徒歩 約3分

## 東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅下車

3出口より地上に出て北斎通りを東京方面へ …… 徒歩 約3分



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。